

経営安定資金⑤

(震災緊急貸付)

この資金の特徴

- ☑ 東日本大震災の影響を受けている方向けの資金です。
- ☑ 経営の安定化や事業の再建に必要な資金(設備資金を含む。)としてご利用いただけます。
(申込みには、予め市町村長の認定等が必要です。)

次のような方が対象です

- 東日本大震災の影響を受け、「東日本大震災復興緊急保証」を利用する^(※1)。

※1 特定被災区域内に事業所を有する中小企業者に限り利用できます。

融資条件

	設備資金	運転資金
限度額	5,000万円	5,000万円
	設備・運転併用の場合は、合計1億円	
利率	年1.0%以内 平成30年4月1日から平成30年9月30日融資実行分の利率です。(固定金利)	
期間・償還方法	1年超10年以内	1年超7年以内
	据置2年以内 元金均等月賦償還	
担保	取扱金融機関及び信用保証協会との協議により定める	
保証人	個人:原則として不要 法人:原則として代表者以外の連帯保証人は不要	
信用保証	付する(保証料 年0.80%以内)	

資金使途

設備資金	運転資金
経営の安定又は事業の再建に必要な資金	

ただし、次の資金使途は融資対象になりません。

- × 土地、住宅、株式、乗用車の取得のための資金
- × 法令に違反する設備及び県外に設置する設備^(※2)のための資金
- × 申込者以外が使用する設備のための資金
- × 設置済み又は支払済みの設備のための資金
- × 借入金の返済、納税に充てる資金、転貸資金 等

※2 県内に本社機能を置く中小企業者であれば、東日本大震災の発生により被災した県外事業所の復旧に関するものも融資対象です。



融資については取扱金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしてもご希望に添えない場合もあります。

融資対象者

経営安定資金(震災緊急貸付)は、次の全てに該当する中小企業者(個人及び会社等)及び中小企業組合を対象としています。

1 次の区分のいずれかに該当し、「東日本大震災復興緊急保証」を利用する。

区分及び融資対象者の条件	市町村の認定基準
①特定被災区域 ^(※3) 内の事業所が地震・津波等により直接被害を受け、市町村等の罹災証明を受けた。	—
②原発事故に係る警戒区域等 ^(※3) 内に事業所を有している。	—
③特定被災区域 ^(※3) 内に事業所を有し、震災の影響により業況が悪化している。	震災後の最近3か月間の売上高等が、震災の影響を受ける直前の同期 ^(※4) 比▲10%
④①～③のいずれかに該当する中小企業者を構成員とする中小企業組合	—

※3 災害救助法が適用された市町村等(岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市町村、埼玉県久喜市)

※4 震災前の同期の売上高等と比較します。ただし、震災後一定期間経過後に震災の影響を受けた場合は震災の影響を受ける直前の同期の売上高等と比較します。詳しくは各市町村の商工担当課にお問い合わせください。

2 信用保証対象業種^(※5)を営んでいる。

※5 一般にいう商工業者のほとんどが対象となります。

ただし、農林漁業、遊興娯楽業、金融業、飲食業の一部、宗教法人等は対象となりません。

3 申込みの日以前6か月以上引き続き県内に事業所を有し、同一事業を営んでいる。

(県外から移転し、申込日において県内のみ事業所を有している場合については、県外での実績を含めて6か月以上引き続き同一事業を営んでいること。)

4 納期が到来している場合は、事業税等を滞納していない。

5 事業に必要な許認可等を取得している。等

申込みにあたっての必要書類

申込みに必要な書類	備考
埼玉県中小企業制度融資申込書(様式1)	・受付機関にて配布
事業税の納税証明書等	・個人事業税の課税対象とならない事業を営んでいる個人は、県民税及び市町村民税の納税証明書等 ・納期限内に完納している場合は、領収証書でも可
最新2期分の確定申告書(決算書)の写し	・2期目の確定申告又は決算が終了していない場合は1期分で可
許可書・登録書等の写し	・必要な業種の場合
特約書(様式28)	・融資実行に先立ち取扱金融機関に提出
見積書の写し等(設備資金の場合)	・見積書、カタログ等の資金使途が分かる資料
本資金の利用に係る必要書類	・(区分①の場合)罹災証明書(1) ・(区分②の場合)警戒区域等 ^(※6) 内に事業所を有することを証する書面(2)(商業登記簿・納税証明書等) ・(区分③の場合)市町村長の認定書(3) ・(区分④の場合)構成員にかかる(1)～(3)の書類
【信用保証協会必要書類】	・印鑑証明書、登記事項証明書等

※6 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域

* 金融機関や保証協会の審査過程において、上記以外の書類が必要となる場合があります。

受付場所

事業所が所在する地区の商工会議所・商工会
(中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会)

取扱金融機関

銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫の、原則県内に所在する本支店



お問い合わせはこちらまで

埼玉県産業労働部金融課 048(830)3801・3803

事業所が所在する地区の商工会議所・商工会

中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会



彩の国
埼玉県